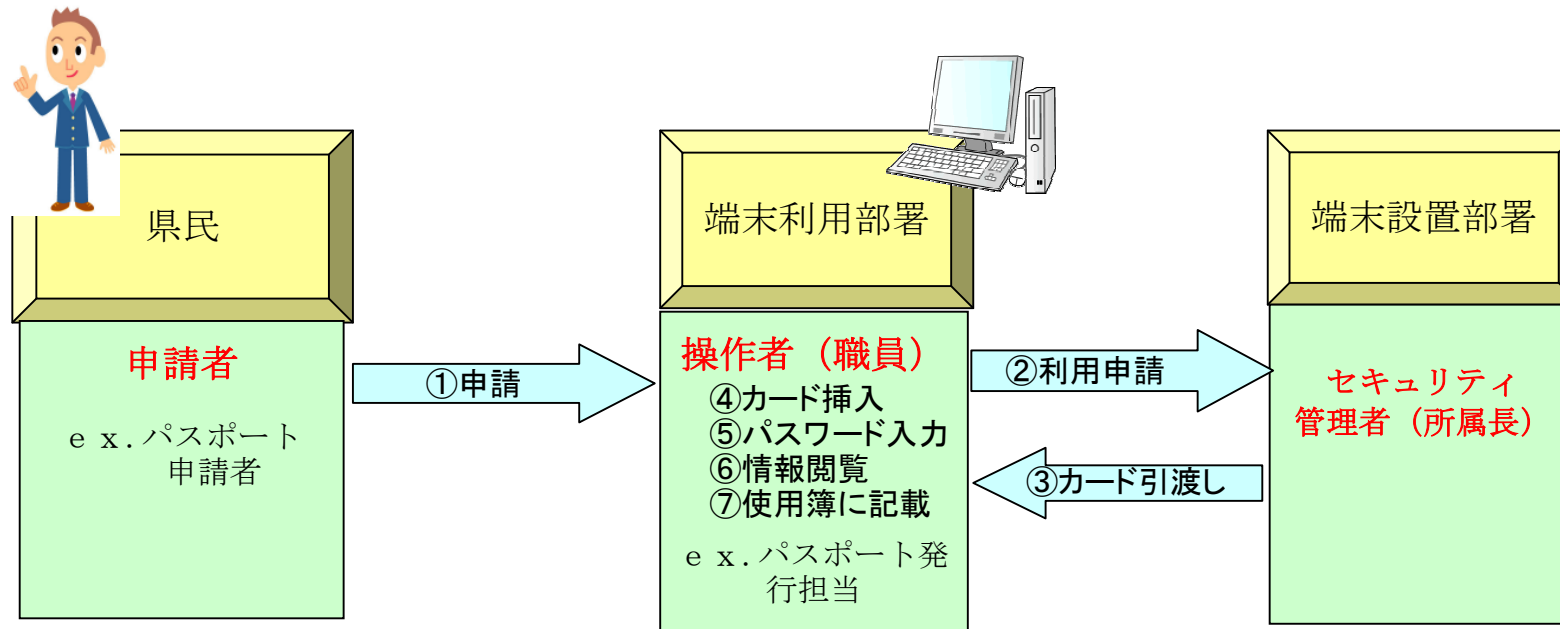
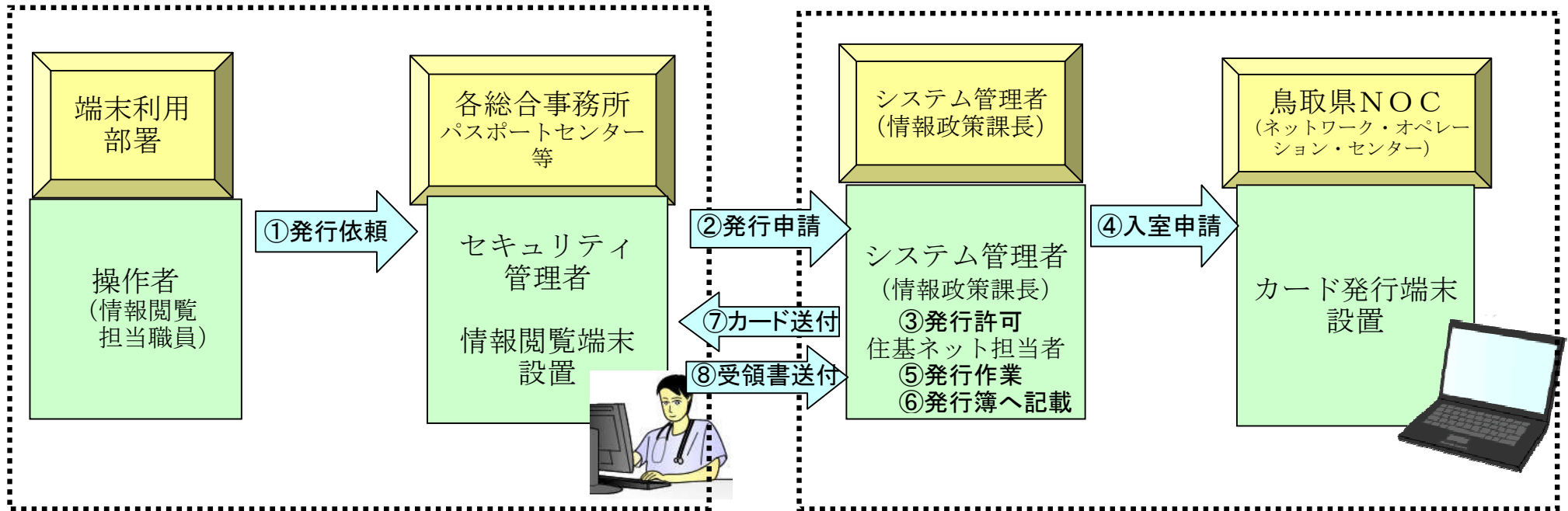


情報閲覧の流れ



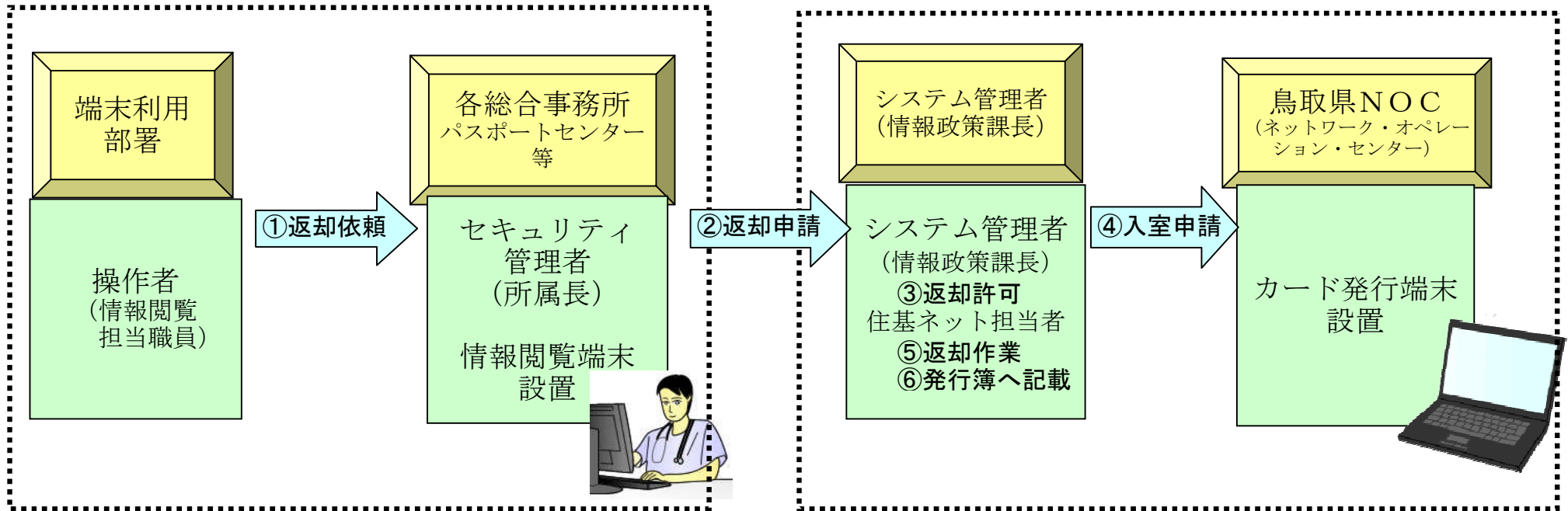
- ①県民からの申請（パスポート申請等）
- ②操作者がセキュリティ管理者に対して端末の利用を申請
- ③セキュリティ管理者から操作者にICカードの引渡し
- ④操作者がカードを挿入
- ⑤操作者がパスワードを入力
- ⑥操作者が情報を閲覧・照会
- ⑦操作者は使用状況を使用簿に記載

操作用カード発行の流れ



- ①操作者からセキュリティ管理者に対しカード発行の申請
- ②セキュリティ管理者からシステム管理者に対しICカード発行の申請
- ③システム管理者によるICカード発行の許可
- ④情報政策課担当が端末操作のため鳥取県NOCへ入室申請
- ⑤情報政策課担当が鳥取県NOC内のカード発行端末にて発行作業
(端末起動時に起動パスワード、操作時に操作用カードと操作用パスワードが必要)
- ⑥操作者用ICカード発行簿に記載
～ICカード発行完了～
- ⑦セキュリティ管理者へICカード送付、パスワードの伝達
(カード送付とは別の方法で伝聞)
- ⑧セキュリティ管理者はICカード受領書をシステム管理者に送付

操作用カード返却の流れ



- ①操作者からセキュリティ管理者に対しカード返却の申請
- ②セキュリティ管理者からシステム管理者に対しICカード返却の申請
- ③システム管理者によるICカード返却の許可
- ④情報政策課担当者が端末操作のため鳥取県NOCへ入室申請
- ⑤情報政策課担当者が鳥取県NOC内のカード発行端末にて返却作業
(端末起動時に起動パスワード、操作時に操作用カードと操作用パスワードが必要)
- ⑥操作者用ICカード発行簿に記載
～ICカード返却手続き完了

セキュリティアップの施策

現在すでに行っている施策

番号	施策名	内容	備考
1	操作者用ICカードの管理について	<ul style="list-style-type: none"> ・操作者用ICカードは施錠可能な保管庫等に保管しなければならない ・操作者用ICカードを他人に貸与し、若しくは職員間で共有してはならない ・操作者用ICカードをカードリーダーに常時挿入してはならない 	鳥取県住民基本台帳ネットワークシステム管理運営要綱 第13条
2	操作者用ICカードのパスワード管理について	<ul style="list-style-type: none"> ・パスワードについて他者が知り得る状態におかない(ICカードとパスワードは別々に保管する) ・パスワードについて半年に1回以上変更を行わなければならない 	鳥取県住民基本台帳ネットワークシステム管理運営要綱 第14条
3	操作履歴の解析について	<ul style="list-style-type: none"> ・システム管理者は年1回以上業務端末等の操作履歴を解析し、住基ネットの適正な利用を確保しなければならない 	鳥取県住民基本台帳ネットワークシステム管理運営要綱 第16条
4	本人確認情報を取扱うにあたっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・操作者は、業務端末から離れる際はスクリーンセーバー機能を活用し、長時間にわたり本人確認情報を表示したままの状態にしないこと ・表示された本人確認情報が来庁者から見えない位置に業務端末機を設置すること 	鳥取県住民基本台帳ネットワークシステム管理運営要綱 第20条
5	監査について	<ul style="list-style-type: none"> ・システム管理者は住基ネットの本人確認処理情報について年1回以上内部監査を実施するほか、必要に応じて外部監査を実施するよう努めなければならない 	鳥取県住民基本台帳ネットワークシステム管理運営要綱 第28条 <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度は9月に外部監査を実施 対象は交流推進課 指摘事項は特になし ・平成21年度は内部監査を実施予定

新たに考えられる施策

番号	施策名	内容	備考
1	緊急時対応マニュアルの作成	住基ネット機器操作カード紛失、操作端末盗難等の緊急時における対応マニュアルの作成 具体的には連絡体制の確立とケースごとの対応・機器操作方法の説明書の作成	
2	講習会の実施	操作者、セキュリティ管理者等の住基ネットに対する知識向上と意識向上のために実施 毎年年度当初に実施	